（復興特別法人税に関する政令の一部改正）

第二十九条　復興特別法人税に関する政令（平成二十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条及び次条において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「若しくは第四十二条の十一第五項」を「、第四十二条の十一第五項若しくは第四十二条の十二の三第五項」に改め、同条第三項中「同法」を「平成二十五年改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「若しくは第六十八条の十五第五項」を「、第六十八条の十五第五項若しくは第六十八条の十五の四第五項」に改める。

第七条第三項中「規定及び」を「規定」に、「規定とする」を「規定及び平成二十五年改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の九第十一項の規定とする」に改める。

第十条第二項中「第六十三条第十項」を「第六十三条第十二項」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三十条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第七項中「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）」を「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）」に、「第三十一項」を「第二十九項並びに」に改め、「並びに第二十五条の七の二第七項」を削る。

附則第四十条第五項中「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）」を「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）」に、「平成二十四年新令」を「平成二十五年新令」に、「第三十二項」を「第三十項」に、「、第三十九条の七第六項第三号並びに第三十九条の九の二第四項」を「並びに第三十九条の七第六項第三号」に改める。

附則第五十五条第二項中「平成二十四年新令」を「平成二十五年新令」に、「、第三十九条の百六第二項第三号及び第三十九条の百九第三項」を「及び第三十九条の百六第二項第三号」に改める。

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第三十一条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第五項中「（以下「平成二十四年新令」という。）」を削り、同条第六項中「平成二十四年新令第二十二条の八第三十一項」を「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）による改正後の租税特別措置法施行令第二十二条の八第二十九項」に改める。

附則第二十六条第六項中「平成二十四年新令」を「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）による改正後の租税特別措置法施行令（以下「平成二十五年新令」という。）」に改め、同条第七項中「平成二十四年新令第三十九条の五第三十二項」を「平成二十五年新令第三十九条の五第三十項」に改める。

附則第四十条第六項中「平成二十四年新令」を「平成二十五年新令」に改める。

第三十二条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十二年政令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中租税特別措置法施行令第二十五条の八の二の改正規定を次のように改める。

第二十五条の八の二第十項を同条第十一項とし、同条第九項第一号ハ中「第四項後段」を「第五項後段」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する」を削り、「金融商品取引業者等（同号）を「金融商品取引業者等（法第三十七条の十一の三第三項第一号」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項各号中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第三十七条の十の二第一項に規定する政令で定めるところにより特定口座に移管がされた特定口座内保管上場株式等は、法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等のうち、当該非課税口座内上場株式等が上場されている金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として当該非課税口座内上場株式等が指定されている期間内に、当該非課税口座内上場株式等に係る法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座から特定口座（法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座をいう。第八項において同じ。）に移管がされたものその他財務省令で定める法第三十七条の十の二第一項に規定する上場株式等とする。

第一条のうち租税特別措置法施行令第二十五条の八の四第二項の改正規定中「第二十五条の八の二第八項」を「第二十五条の八の二第九項」に、「第二十五条の八の二第十項」に改める。

附則第一条第五号の二中「（同条第九項第一号に係る部分、同項第二号に係る部分、同条第八項第一号ハ中「第五項」を「第六項」に改める部分及び同条第四項中「第五項」を「第六項」に改める部分を除く。）」を削る。

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三十三条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）第十九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」に、「第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項」と、「、第四十一条の十九の四第一項及び第二項並びに第四十一条の十九の五第一項の規定」に、「規定、」を「並びに第四十一条の十九の四第一項及び第二項の規定、」に、「第十条の三第一項並びに第十条の三の二第一項」を「第十条の二の三第三項及び第四項、第十条の三第一項、第十条の三の二第一項並びに第十条の三の三第一項」に改め、同条第二項中「（平成二十四年政令第百五号。以下この項において「改正令」という。）」を「（平成二十五年政令第百十四号）」に、「平成二十四年新令」に、「第五条の六までの規定及び改正令」を「第五条の六の四までの規定及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）」に、「改正令による」を「同令による」に、「及び第五条の六第五項」を「、第五条の六第五項、第五条の六の二第六項、第五条の六の三第五項及び第五条の六の四第二項」に改め、同条第三項中「おける」の下に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十六号）による改正後の」を加え、「第十二条の二の三まで」を「第十二条の三の三まで」に、「第十二条の二の二第二項」を「第十二条の二の二第三項、第十二条の二の三第二項」に、「及び第十二条の三の二第三項」を「、第十二条の三の二第五項及び第十二条の三の三第三項」に改める。

附則第三条中「改正法第十九条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法」に、「平成二十四年新令」を「平成二十五年新令」に改める。

附則第九条中「新法第四十二条の十三」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第四十二条の十三」に、「新令第二十七条の十三」を「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）第十九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」に改める。

附則第十二条中「新法」を「改正法第十九条の規定による改正後の租税特別措置法」に、「新令」を「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）による改正後の」に、「金額」を「除く。）」に改める。

附則第十五条の表第七項第一号の項中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）第十九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」に改める。